

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望を全員の正社員に。

なぜ、時給1500円を求めよう。

なぜ、時給1500円を求めよう。

「ユニオンは労働法裁判に勝つたよ」

Twitterページを開設しました！ 未来のツクナツバーも見れます。https://twitter.com/Unionkyusyu ユニオン長崎で検索！

# 最賃審議会に意見書送付 今すぐ1500円、どこでも1500円



郵政産業ユニオン  
**PIWO**

全労協・郵政産業労働者  
ユニオン長崎中郵支部  
機関紙「みらい」  
NO. 4466  
24年7月23日(火)  
Tel・Fax 095-828-1953  
文責 支部書記長

おはようございます。  
7月1日、長崎地方最低賃金審議会の第一回審議会が開催されました。各地方の審議会は先月25日に開催された中央審議会答申を受け出される全国平均の目安額に、地方の実情を踏まえプラスアルファを加え各県の最低賃金を決めるために行われます。

郵政ユニオンでは、非正規社員の時給改善に直結する「最低賃金の大幅引き上げ」を指し、今年も全労連・全労協と連携し、各地の地方最低賃金審議会への要請行動や街頭での宣伝行動を行っています。これらは新聞やマスメディアに取り上げられ、世論の関心の高さがうかがえます。

郵政ユニオン長崎中郵支部でも、

長崎地方最低賃金審議会 御中

長崎県最低賃金の改定決定に係る意見書

1、長崎県最低賃金は、時給 1,500 円を目指し、大幅に引き上げること。  
2、地域別最低賃金の地域間格差を縮小するための改正をすること。

以下、理由を述べます。

1、この間の物価高騰で、私たちの生活は圧迫され続けています。実質賃金は、2年以上連続して減少しています。とりわけ非正規雇用で働く人たちへしわ寄せがきています。私たちの働く日本郵政グループ各社は、郵政の非正規雇用の多くを占める「時給制契約社員」の基本給を地域別最低賃金額に連動させています。そして、毎年の賃金交渉（春闘）では、毎年の最賃改定によって引き上げられているとして、会社はゼロ回答を続けています。結果として最低賃金の改定は、私たちにとって大変大きな意味を持ちます。

長崎県の郵政の時給制契約社員の基本給は、最低賃金 898 円（端数繰り上げ）プラス 20 円で 920 円です。個人別には、評価による 6 段階の資格給が加算されますが、月収約 16 万円ではありません。これまでも節約生活をしてきましたが、急激な物価高の中で食費を切り詰めるしかない状況です。

長崎県の最低賃金 898 円では、個人消費の拡大による「内需拡大」はもとより、生活の安定すら得られません。時給 1500 円は 10 年先の目標ではなく、近々に達成すべき金額です。長崎地方最低賃金審議会は、時給 1500 円を目指して大幅な引き上げ改定をすべきと考えます。また、想定される以上の物価上昇が起きた場合には、年度途中といえども最低賃金法第 1 2 条に基づき、長崎地方最低賃金審議会が再改定を建議すべきです。

2、2023 年の地域別最低賃金の地域間格差は 220 円です。この都市と地方の格差は、賃金だけでなく人口問題や環境問題でもあります。昨年「目安額」を上回る改定が多くの方がありましたが、地方での危機感の表れ、格差拡大では地域が持たないとの悲鳴です。

私たちの郵便局は全国で同じ仕事内容をしていますが、橋一つ渡れば、電車で一駅先に行けば基本給が違ふことが現実にあります。そのため、低い時給の郵便局には「募集しても応募がない」と人手不足に拍車をかけています。

全労連が全国 27 の都道府県で取り組んできた「最低生計費試算調査」によると、必要な生計費は時間額で 1500 円以上（月 150 時間）、直近の調査では、1700 円必要との結果が出ています。最低生計費と最低賃金の地域比較では、東京を 100 指数とすると沖縄では最低生計費 97.4 指数、最低賃金 80.5 指数となり、全く生計費に見合わない最低賃金と言わざるを得ません。

長崎地方最低賃金審議会は、地域間格差をなくすべく、今年審議において格差の大幅な縮小をすべきと考えます。

以上

7月16日に長崎地方最低賃金審議会に「長崎県最低賃金の改定決定に係る意見書」を提出しました。

郵政最賃は「端数を切り上げた金額に20円加算」する方式なので、目安額より1円プラス



7月16日に長崎地方最低賃金審議会に「長崎県最低賃金の改定決定に係る意見書」を提出しました。

このまま物価高騰に実質賃金が追いつかない状況になるだけで、時給が10円変わります。

況が続くといつまでも生活は苦しいままです。私たち労働者が声を上げて行動を起こさないと、何も変わりません。

次回の最低賃金審議会は8月1日に開催されます。長中局支部はこの審議会に「最低賃金改定に



かかる意見」を述べることを申し込んでいます。その後、8月5日、8月21日にも審議が行われ、長崎県の最低賃金が決められることになりました。

期間雇用パート労働者の皆さん！ 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。  
1集-海江田, 2集-向井, 3集-山田, 支部・分会の役員へ。

郵政ユニオン長崎のホームページはこちら

